

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○青山主査 これにて後藤田正純君の質疑は終了いたしました。

次に、石橋林太郎君。

○石橋分科員 おはようございます。自由民主党の石橋林太郎でございます。

昨年十月に初当選をさせていただきました、衆議院の方に来させていただきました。こうした国会の場での初めての質問の機会をいただきました、誠にありがたいというふうに思っています。ところであります。

私は前職で広島で県議会議員を務めさせていただいておりましたけれども、一貫して私のテーマは三本の柱でありますけれども、教育、家庭、そして地域、この三本の柱をテーマにして活動をしてまいりました。また、歴史、文化、そして伝統というものを大切にしながら、誇りある郷土広島県、そして誇りある祖国日本づくりを目指して活動を続けてまいったところであります。本日も、その思いを持って質問させていただきたいと思

ますので、どうぞ真摯な御答弁を頂戴したく、よろしく願いを申し上げます。

先ほどの後藤田先生の質問にはかきませんけれども、人づくりというのは我が国にとって本当に国づくりそのものでありますし、何より人材づくりというのが大切だというふうに考えております。その意味におきまして、文部科学省の担う役割というのは実に重大であります。よく教育は国家百年の計ということも言われますけれども、まさにそのとおりでありまして、特に混迷するこの時代におきまして、どういった人材をつくっていくか、どういった国民を育てていくかということ、私たちにとって大変重要な責務であるというふうに考えているところであります。

その観点から、まずは、学校における建国の由来、建国の歴史の取扱いについて質問をさせていただきます。先日は、御承知のとおり、建国記念の日でありました。私は、その日は地元広島におりまして、地元の護国神社にお参りをさせていただき、紀元祭並びに奉祝式典に参列をさせていただきました。紀元祭並びに奉祝式典に参列をさせていただきます。先日は、御承知のとおり、建国記念の日でありました。私は、その日は地元広島におりまして、地元の護国神社にお参りをさせていただき、紀元祭並びに奉祝式典に参列をさせていただきます。

先日は、御承知のとおり、建国記念の日でありました。私は、その日は地元広島におりまして、地元の護国神社にお参りをさせていただき、紀元祭並びに奉祝式典に参列をさせていただきます。先日は、御承知のとおり、建国記念の日でありました。私は、その日は地元広島におりまして、地元の護国神社にお参りをさせていただき、紀元祭並びに奉祝式典に参列をさせていただきます。先日は、御承知のとおり、建国記念の日でありました。私は、その日は地元広島におりまして、地元の護国神社にお参りをさせていただき、紀元祭並びに奉祝式典に参列をさせていただきます。

また同時に、先般、衆議院では中国の人権決議をさせていただきましたけれども、中国共産党によって迫害を受けている、人権侵害を受けている民族の皆様におかれましては、そうした伝統的な行事、文化、宗教、言語、そういったものももしかしたら今後後世に守り伝えられないかもしれないという事態が私たちの目の前にあることを思うとき、こうした危機というのは決して対岸の火事ではなく、私たち自身も、私自身も我が事としてそれを捉え、そして、この国で、私たちの国でしっかりと伝えていくことに尽力をしなければいけないし、また、目の前で困っている方がいるのであれば何とか手を差し伸べていきたい、そういったことも併せて思ったところであります。

そうした中ではありますけれども、国民の祝日に関する法律では、第二条に建国の日が定められておりまして、日付は「政令で定める日」となっており、その意味合いとしては、「建国をしのび、国を愛する心を養う。」というふうに書いてございます。また、教育基本法の第二条にも、教育の目標として五つ目に、伝統文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあります。

先ほど申し上げましたとおり、こうしたことは大切なことでありまして、これをしっかりと子供たちに教えていく、伝えていくことはまさに重要であります。その中で、特に自分たちの国の建国の歴史、建国の由来を知ることというのは、一体私自身が、自分自身が何者なのか、そして、私自

身、自分自身が育ってきたこの日本という国が一体どういった国であるのか、そういったことを自覚し、認識し、日本人としてのアイデンティティを確立することにおいても大変重要なことであると思っているわけであります。

また、今後、世界で活躍する人材を文部科学省としても多く育てていく方針だと思いますけれども、日本人として世界で活躍していく、そのときの日本人としての根幹はどこにあるのか、そういったことを確認するためにも、建国の由来、建国の歴史をしっかりと子供たちが身につける、知ることとは大切であるというふうに思っているわけであります。

質問の前に一点確認でありますけれども、建国の由来と私は先ほど来申し上げておりますけれども、この建国の由来を確認させていただくために、まず、建国記念の日がなぜ政令で二月十一日と定められているのかということと、また、あわせまして、建国記念日ではなく建国記念の日と、間に「の」が入っていますけれども、その理由もお聞かせいただきたいと思っております。

○宮地政府参考人 お答え申し上げます。建国記念の日につきましては、昭和四十一年の祝日法の改正で国民の祝日として定められたところでございます。

この日付につきましては、当時、提出法案では、明治初年以來七十余年にわたり祝日として国民に親しまれてきた伝統を尊重するという観点から二月十一日となっていたところでございますが、国会における御審議の結果、「政令で定める日」と

修正されるとともに、改正法の附則におきまして、内閣総理大臣が政令を立案しようとするときは、審議会に諮問し、その答申を尊重しなければならないというふうな規定が追加されております。

これを受けまして、総理府に設けられました建国記念日審議会において審議が重ねられ、昭和四十一年十二月に、二月十一日とすべき旨が答申されたことから、これを尊重して、政令で日付を定めたものでございます。この審議会の委員からは、二月十一日に賛成する理由といたしまして、世論調査の結果等において国民の多数が希望していることなどが挙げられたと承知をしているところでございます。

続きまして、建国記念の日と法律上されているところの趣旨でございますが、建国記念の日は、昭和四十一年の祝日法改正によりまして、「建国をしのび、国を愛する心を養う。」という趣旨で定められております。このような、遠く我が国の建国をしのぶという趣旨にふさわしい名称として、建国記念の日とされたものと認識をしているところでございます。

○石橋分科員 今御答弁いただきましたけれども、済みません、審議会の方で答申をされて、そして二月十一日が出てきた、そしてまた、理由として国民の多くがその日を希望しているということもありませんか。

○宮地政府参考人 ちよつと、その辺の詳細について、かなり前のことですので、なかなか正確に

は今承知していないところでございますが、申し上げますように、当初の提出法案でも、明治初年以來祝日として国民に親しまれてきたということも念頭に提出法案を出しております。そうしたことと恐らく関連があると思っております。国民の多数が希望しているということは、そうしたことが国民の中にあるのではないかと思っております。

○石橋分科員 済みません、重ねてで申し訳ございません。明治初年以來二月十一日だと。私の理解では、なぜ二月十一日かということは、古事記にありますとおり、初代の天皇陛下であります神武天皇が天皇として即位をされた日、これが旧暦では一月一日というふうに聞いておりますけれども、それを今の暦に直したときには二月十一日に当たるから、二月十一日が従来、紀元祭、建国記念の日というところで、国民全体で祝われてきたというふうに理解をしておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○宮地政府参考人 明治の時期に二月十一日が祝日とされた経緯につきましては、明治六年になりまして、神武天皇即位日を祝日とするという旨を定めたという経緯がございます。それは明治の経緯でございます。建国記念の日の経緯につきましては、祝日法の改正によりまして、昭和四十一年の改正によりまして、「建国をしのび、国を愛する心を養う。」という趣旨で定められたところと、この趣旨で定められたという趣旨を踏まえた祝日として定められたということでございます。

○石橋分科員 分かりました。建国をしのびということでありませぬけれども、その建国をしのぶと

いうことでありますが、用意している質問は、その建国の由来というのを、学校、特に義務教育でどのように扱っているか、学校においてどのように教えているかということをお聞きしたいわけでありませう。

建国の由来、建国をしのぶ、そのためにはどういった内容を学校で教えるべきであり、また、どのように今教えていらつしやるかということをお聞きしたら、古事記、神話のこともなぞらえながらお答えをいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

先ほど教育基本法を引用していただきましたが、未来を担う子供たちが我が国の歴史や文化を大切に、そして、国際社会の中で日本人としての自覚と誇りを持って生きていけるようにするために、義務教育段階から歴史教育を充実していくということは極めて重要であるというふうに基本認識を持っておりませう。

この中で、お尋ねの建国の歴史に関しては、国の教育課程の基準であります学習指導要領におきまして、例えば、小学校の社会科で村から国へと変化したことを学ぶ際に、「神話・伝承を手掛かりに、国の形成に関する考え方に係る関心をもつこと。」ということが学習指導要領上明記されておりませう。学校現場においては、これに基づきまして指導がなされているということでございます。

学習指導要領に基づく歴史教育がしっかりと行われて、子供たちがその理解を深めるよう、引き

続き取り組んでまいりたいと考えております。

○石橋分科員 お答えありがとうございます。

学習指導要領において、神話、伝承を踏まえながら、しっかりと子供たちに伝えていくということでありませう。

その中で、私、特に、先ほど来こだわってどうか、初代の天皇陛下が即位したことをもって我が国の起源とされているんだということをお聞きしてまいってまいりますけれども、なぜそう申し上げてまいってまいりますけれども、少し古い二〇一五年の民間の団体のアンケートではありますけれども、まず第一に、この二月十一日が建国記念日だということの認識がないという方が、このアンケートにおいては、実は八割以上の方がそういった認識がない。これは子供だけではなく大人も含めてのアンケートではありますけれども、そういった結果が出ていまして、また、その中で、義務教育課程で建国の歴史を学んでいないと答えた方が七割に上っているというアンケートがございます。

そうした結果を受けて、この団体としては、国民に対してきちんとした、先ほど御答弁いただいた歴史の教育、建国の歴史の教育を充実することが必要であるということをお聞きしているわけでありませう。

私がなぜこれをお伺いするかとすると、先ほど来重ねて申し上げますとおり、私たちが日本人としてこれから日本の国で生まれ育っていく、また世界で活躍をしていくときに、その根っここの部分である自分の国の由来、自分の国の起りをきち

んと認識をしていないというのは、私は、国際人を育てる、国際的な日本人を育てていく上では非常に大きな問題だろうというふうに思っているから、こういったことを重ねてお伺いしております。

一点お伺いしていますけれども、文部科学省におかれましては、子供たち、また大人も含めて、日本の建国のことをきちんと認識をしているか、分かっているかというような調査をされたことがありませんか。もしあれば、その結果も併せて教えてください。

○伯井政府参考人 文部科学省としての調査というのはいまありませんが、建国記念の日をどのように指導しているのかということにつきましては、

そもそも、国民の祝日については、その意義をしっかりと考えさせるよう、指導要領上も明記されておりませう。建国記念の日につきましても、国がつけられた昔を思い、国を愛する心を養うなどの記述が教科書上も見られますので、今後とも、建国記念の日についてもしっかりと各学校において適切な指導が行われるよう、我々としても取り組んでまいりたいと考えております。

○石橋分科員 今、しっかりと取り組んでいただきたいというのはいまにそうでありませうし、本当にお願いをしたいところでありませうけれども、事実として、先ほど私は、二〇一五年の民間のアンケートで、約八割の方が建国の歴史を知らないというふうなアンケートがあるということをお聞きいたしました。あと、直近、ネットで確認しただけではありますけれども、実は別のアンケートが

ありまして、そこでは、建国の歴史を知っている、認識があるという方がたったの一四・六％であるというようなアンケート結果も出ております。

学校現場におきまして、私自身のことを振り返ってみましても、余り、その他の国民の祝日も含めて、建国の歴史についてきちんと教えていた、いたという認識は正直薄いのもありますし、また、様々祝日はありますけれども、その中で、先ほど来申し上げますが、我が国の建国である、我が国の由来である、それを学ぶということは、その他の祝日ももちろん大切な日ではありますけれども、その中でも特段重要な日ではないかというふうには思っております。

また、建国の由来におきまして、先ほど来、建国をしのびということも言っていた、だいておりまされども、建国をしのぶためには、建国の歴史を知らなければしるびようがないのではないかなというふうに思います。そして、建国の歴史というのは、私の創作でも何でもなく、それは、古事記であり、日本書紀であり、我が国の古来の歴史書に書いてあるものが、私たちの御先祖様が私たちに守り伝えてきてくれた建国の歴史であろうかというふうに思います。

そのことをしっかりと子供たちに学校現場でお伝えをいただくということは極めて重要なことだというふうに思うわけでありませけれども、先ほど申し上げた建国の歴史、古事記、神話、そういったことを、由来をきちんと子供たちに伝えていくことに関しまして、もう一度御答弁をいただければと思います。

○伯井政府参考人 先ほども申し上げましたが、小学校の社会科では、「神話・伝承を手掛かりに、国の形成に関する考え方などに関心をもちつこと。」という記述がございます。そうした中で、例えば、小学校におきましては、古事記や日本書紀などの中で、国が形成されていく過程に関する考え方を酌み取ることができ、神武天皇の東征の物語などが取り上げられるといったことも想定されるものと考えております。

引き続き、先生御指摘のような建国の歴史に関する教育というのが正しく行われるよう、文科省としても取り組んでまいりたいと考えております。

○石橋分科員 ありがとうございます。

最後にもう一点、つけ加えて、要望ではありますけれども、今、神武天皇の東征という話もありましたけれども、神話、古事記の中で神武天皇が出てこられるその前に様々な神々もあります。そして、建国の歴史、建国記念の日は神武天皇の即位した日を記念する、祝う日だと思えますけれども、まだその前に長い長い歴史があるわけでありませ。そして、これは私たちの日本の国の、私たち日本人の民族的な財産であろうというふうにも思います。

冒頭で、今、中国共産党によって迫害を受けている方々の話を少ししましたけれども、彼らは、若しくはその方々以外にも、国を持たずとも民族の歴史を、神話をしっかりと紡いできた、つないできたという方々もあるわけでありませ。私たち日本人は、幸い、歴史も残っている、そして言語も残っている、そして何より、この国土に住み続

けていることができる。

今、対内的にも対外的にも様々な問題はありますけれども、私たちは、やはり、日本という国を守り、この歴史、文化、そして伝統というものを後世に残していかなければならない。その残していく主体であるのが私たち国民であります。その国民を育てるのが学校教育であり、特に義務教育においては、国民全てに対して無償でそれが提供される、どなたもが受けることができる教育であります。その中でしっかりと国民を育てていく。そして、その国民、私たち一人一人が力を合わせて、この国を、未来に向かって、強く、明るい、豊かな国としてつないでいくんだということに直結するところだというふうには思っておりますので、引き続き、どうか力強く歴史教育も学校現場で教えていただきますように心からお願いを申し上げます。次の質問に移らせていただきますと思います。

続いて質問させていただきます。続きまして、学校現場における国旗、済みませ、宮地官房長におかれましては、御退席をいただいて大丈夫であります。済みませ、ありがとうございます。続きまして、国旗・国歌の取扱いにつきお伺いをさせていただきます。

私は広島県から参っておりますけれども、実は、平成十一年、少し古い話で恐縮ですけれども、平成十一年に、広島県立世羅高校の、駅伝で有名な高校ですが、この高校の石川敏浩当時校長先生が、卒業式の前日、二月二十八日に自殺をされるという痛ましい事件がございました。

文部科学省の方は皆さん御承知かと思ますけ

れども、これは、当時、国旗・国歌法が成立前でありまして、学校における卒業式における国旗掲揚、また国歌斉唱をどのように実施をするかというところで、教職員組合、また外部の運動団体とのあつれきの中で石川校長は自殺をされたわけであります。遺書ではない、手書きで残されたメモには、自分の選ぼう道がどこにもないというようなことが書かれていたということであります。

当時、これは大変ショッキングな、大変痛ましいニュースでありまして、このことをきっかけに、国会でも、きちんと国旗・国歌を法律として制定していこうという動きがあつて、同年、平成十一年に国旗・国歌法が成立したというふうに認識をしているところであります。

私の広島県では、実は、その大問題があつたということを踏まえて、法律制定後に、必ず学校で国旗・国歌が掲揚されていることを調査をしろということになっておりました。平成十一年、前年から当時の文部省からは正指導を受けていたということもありまして、そういったことがなされて、調査がなされていたわけでありまして。卒業式、入学式、そういった人生の節目において、先ほど来申し上げるように、日本人としての自覚、認識を持つということは非常に重要な場面ではないかなというふうに思うわけでありまして。

そこで、お伺いしますけれども、当時は、そういった入学式、卒業式で国旗の掲揚もできず、また国歌の斉唱もできないような学校が全国にも多くあつたというふうに聞いておりますけれども、今はどうなっているのかということをお教えしていた

だきたいと思えます。

○伯井政府参考人 学習指導要領におきましては、社会科や音楽科において国旗・国歌の指導をするということがされているほか、今御指摘いただきました入学式とか卒業式におきましては、学習指導要領上、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとすると、これは国旗・国歌法の制定前から、学習指導要領上、そうしたことが規定されております。

したがって、学習指導要領上、入学式や卒業式などにおいて国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは当然であるというふうに我々は考えておりました、実施状況の調査は現在には行っていないわけですから、当然、各学校でそうしたことが行われるものというふうに考えております。

○石橋分科員 御答弁ありがとうございます。国旗掲揚、国歌斉唱は当然であるということでは御答弁いただきました。私も全く同感であります。その点で、入学式、卒業式以外の場面における国旗掲揚について少し教えていただければと思います。

つぶさに確認をしたわけではありませんが、毎日、学校によつては、毎日、常時掲揚ですか、毎日掲揚をしている学校もあるかと思えますけれども、そういったことの現状の認識と、また常時掲揚することに対してどのようにお考えか、教えてください。

○伯井政府参考人 まず、国旗・国歌の指導は、先ほど来、先生も御指摘いただいておりますように、

児童生徒が、我が国のみならず、他国も含めた国旗・国歌の意義を理解して、それを尊重する態度をしつかり育てていくということで、入学式、卒業式のみならず、社会科など教科指導においても、そうしたことをしつかり指導していくという意義があるというふうに考えております。

ただ、学習指導要領上は、そういう局面としては、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとするというふうにされているところでございますが、そうした学校行事以外の具体的な国旗掲揚の実施方法等については、これは各学校において、それぞれの実情、地域の実情等に応じて判断していただくということが適当であるというふうに考えております。

○石橋分科員 御答弁ありがとうございます。各学校で実情に応じてということと、それでいいんだらうなというふうに思うところがあります。が、一点、確認も含めて質問です。

旗の取扱いをする際に、ぞんざいな取扱いをしてはいけないというのは世界共通の認識であろうかというふうに思うわけですが、実は、これは私の地元の話で恐縮ですが、残念ながら、家庭に掲揚されている日の丸が物すごく色あせてしまつていたり、若しくは、旗はたなびきますから、ちぎれたり破れたりというような旗が掲揚されているというようなことが、そういったものを見ることもありました。

正しい旗の取扱いというのを、私も余り詳しくはないんですが、参考になるものは何かないかな

と探しましたら、外務省のプロトコルというものにぶち当たりました。そこには、破損した国旗や汚れた国旗の掲揚はしない、これは日の丸に限らず、外国の国旗に限らずですが、破損したり破れたような国旗は掲揚しない、それからまた、雨天や日没後の掲揚はしない、また、国旗と団体の旗の併揚、併せて掲揚はしないというようなことがプロトコルというのであるというふうなことが書いてございました。

こうしたことを子供たちが知る、また、子供たちに指導する先生も知っておくということは、これから子供が海外に行ったときに、知らず知らずのうちに、その国の、相手方の国の旗に対して、知らず知らず失礼な態度を取るということを防ぐためにも重要なのではないかなというふうに思うわけでありませうけれども、こうした自国及び他国の国旗・国歌を尊重する態度を養うに当たりまして、こうしたプロトコルのようなものを児童生徒並びに教員に対してどのように指導されていらっしゃるのか、教えてください。

○伯井政府参考人 これは先ほども申し上げましたが、児童生徒が、我が国のみならず、他国も含めた国旗・国歌の意義を理解し、それらを尊重する態度を育成するということが重要であるということでございます。そういう意味で、学習指導要領には、「我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮する」ということも記載されております。当然、国旗を掲揚する場合には、破損等がない状態で掲揚することがあるべき姿かなというふうに考えていると

ところでございます。

そして、そういう国旗・国歌の意義を理解し、尊重する態度を育てるといふふうに社会科等で記述されておりますし、あるいは、特別活動での学習指導要領に記述がございますので、関係教科等の学習指導要領の趣旨、内容に関する周知徹底ということを行いまして、教員の理解を図ることを通じて取り組んでいるというものでございます。

○石橋分科員 ありがとうございます。しっかりと、この問題に対しても、この取扱いに関してもやっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

今国会に子ども家庭庁の設置法案の提出が予定をされているというふうに理解をしています。子供たちの問題、子供を取り巻く問題をしっかりと解決していくためにも重要なことであると思えますけれども、名称が、当初子ども庁でありましたが、子ども家庭庁になりました。私は、非常に良かったなと。子供と家庭というのは密接不可分でありまして、子供を支援するということは、イコール保護者、家庭を含めて支援をしていくことではないかというふうに思うわけでありませうけれども、この子ども家庭庁に名称が変わったその理由、また意義をお伺いしたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

政府におきましては、昨年十二月に閣議決定をいたしました子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針を踏まえまして、子供政策を我が国の社会の真ん中に据えて、子供の目線に立って、縦

割りを排した行政を進めていくための司令塔として、子ども家庭庁を創設をすることとしてございます。

御指摘の家庭につきましては、児童の権利に関する条約の前文の考え方におきましても、子供は「家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき」とされてございます。子供は家庭を基盤あるいは居場所としております。子供の健全な成長にとりましては、家庭における子育てを社会全体で、議員御指摘のようにつかりと支えるということが子供の幸せにつながるのではないかと考えておりました、こうした考えから、新たな組織の名称を子ども家庭庁というふうにしたところでございます。

○石橋分科員 ありがとうございます。

子ども家庭庁、しっかりとお取組を進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、包括的性教育というものについて質問させていただきたいと思

います。今申し上げた子ども家庭庁の議論に加わらせていただく中で、包括的性教育というものを耳にする機会が最近ありました。これはセクシュアリティ教育とも呼ばれるようでありませうけれども、国際セクシュアリティ教育ガイダンスというユニエスコ編の本がありますが、この本の翻訳者の方である浅井春夫さんという方が書かれた、そのものずばり「包括的性教育」という本があるんですが、その本の中に気になる一節がありました。読み上げますが、政府、文部科学省が強引に進

める道徳教育の目的と内容に真つ向から対抗するのが性教育であるという記述や、また、道徳教育と性教育とは相入れない目的と内容があるということですといった記述がその「包括的性教育」という本に書いてございました。また、この本の帯には、国際標準の包括的性教育の拠点は学校というふうにも書かれています。

私も、もちろん、子供たちを性被害、性虐待等々から守る、子供たちが安全、安心の中で暮らすことができる環境づくりをする、このことに関しては全く異論がないわけでありませうけれども、この「包括的性教育」という本に書かれているように、今文部科学省さんが進めている道徳教育と真つ向から対抗すると明言されるようなものがこの包括的性教育であるならば、それは少しおかしいなど違和感を感じざるを得ないところがあります。そこで、最後の質問ですが、こうした道徳教育と相入れない包括的性教育なるものについての御見解をお伺いしたいと思います。

○伯井政府参考人 御指摘の包括的性教育につきましては、これは文部科学省として定義しているわけではございませんが、今御指摘いただいたユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスにおいて挙げられているものでございます。

我が国の学校における性に関する指導というのは、学習指導要領に基づきまして、保護者の理解を得ながら、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や特別活動を始め学校教育活動全体を通じて指導するということとしております。

性に関する指導に関する価値観は国によって異

なるものでございますので、このガイダンスの有用性を含め、学校における性に関する指導の在り方については慎重に検討していくことが重要であるというふうに考えております。

その上で、道徳教育につきましては、かつての特設道徳の時間から、昭和三十年年度、道徳の教科化を図ったわけでございますが、その中では、考え、議論する道徳への質的転換ということで、一層の充実を図っております。

この包括的性教育と道徳教育との関連ですけれども、あくまで性に関する指導は、先ほど言ったように、学習指導要領に基づいてしっかりやっていくということでございますし、道徳教育というのは、特別の教科道徳を要として学校教育活動全体を通じて行うものであるということから、例えば、保健体育科と適切に関連を図り、異性に対する理解を含む人間関係の重要性などについて効果的に指導していく、これは学習指導要領に基づいて、そうしたことを指導していくということが重要であると我々は考えております。

○石橋分科員 御答弁ありがとうございます。以上で終わります。ありがとうございます。